公　示　日：2023年12月13日（水）
調達管理番号：23a00187
国　　名：マダガスカル
担 当 部 署： 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム
調 達 件 名：マダガスカル国マルチセクターアプローチによる栄養改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）
適用される契約約款：
・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1.　担当業務、格付等

（１）　担当業務　：評価分析
（２）　格　付　　：3号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2024年2月上旬から2024年4月下旬
（２）　業務人月：　1.27
（３）　業務日数：

準備業務	現地業務	整理業務
5日	23日	5日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1部
（２）　見 積 書 提 出 部 数：1部
（３）　提　　出　　期　　限：2024年1月9日（火）（12時まで）
（４）　提　　出　　方　　法：電子データのみ
✧　　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」の「別添資料11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2024 年 1 月 18 日（木）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針	16 点
② 業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験	40 点
② 対象国・地域での業務経験	8 点
③ 語学力	16 点
④ その他学位、資格等	16 点
	（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査 なお、栄養分野または農業分野の評価や事業に従事したことがあることが望ましい
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	仏語または英語

	両言語について語学証明書を有する場合は添付すること。

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マダガスカルでは、5 歳児未満の Stunting（発育阻害：主に慢性栄養不良による年齢に対する低身長）の比率が 49.2%と世界で 5 番目に高く[1]、また、過去 20 年以上にわたってこの傾向は変わらず、栄養不良が深刻な問題となっている[2]。特に中央高地に位置するアンタナナリボ州に含まれる 3 県はマダガスカルの中でも Stunting の割合が高く、バキナカラチャ県、アモロニマニア県、イタシ県で 6 割を超えている[3]。この原因は直接的には不適切な食事摂取と疾病であり、食料アクセス、母子へのケア、保健サービスと水衛生の不備がその背後の原因とされている[4]。

かかる状況下、マダガスカルでは栄養改善にかかる政府の強いコミットのものと 2004 年に「国家栄養計画（National Nutrition Plan：PNN）が定められ、それに引き続いて 2005 年に「国家栄養行動計画（National Action Plans for Nutrition：PNAN）が制定、実施されてきた。PNAN のフェーズ 3（2017 年～2021 年）において最も重要な目標の 1 つとして慢性栄養不調の削減が掲げられている。また、2022 年には「国家マルチセクトラル栄養行動計画（National Multisectoral Nutrition Action Plan (2022-2026)）」が策定され、複数セクターを巻き込んだ栄養改善の取り組みを進めている。

マダガスカルは「食と農のアフリカ・イニシアティブ（Initiative for Food and Nutrition Security in Africa:IFNA)」対象国であり、栄養改善の推進に向けて、2017 年以降 JICA の課題別研修「農業を通じた栄養改善」に複数の省庁

[1] The Global Nutrition Report, 2016, IFPRI

[2] Levels and Trends in Child Mortality 2015, UNICEF

[3] Institut National de la Statistique (INSTAT), 2013

[4] Conceptual framework for undernutrition, UNICEF, 1990

から研修員が参加してきた。また、JICA は「食と栄養改善プロジェクト」（以下、「前フェーズ」という）（2019 年 3 月～2024 年 3 月）を実施しており、バキナカラチャ県、アモロニマニア県、イタシ県において、農業・食を通じた不適切な食事摂取の改善、母子保健、水・衛星に係る行動変容を促す研修パッケージの作成、これら複数セクターにまたがる栄養改善のプロジェクトを円滑に実施するための国家栄養局（National Nutrition Office：ONN）及び国家モニタリング評価委員会（National Committee for Monitoring Evaluation：CNSE）の複数セクター・アクター間の調整能力強化に取り組んでいる。前フェーズの成果を踏まえ、マルチセクター介入及びセクター間の調整機能の更なる強化を目的とした「マルチセクターアプローチによる栄養改善プロジェクト」の実施が要請され、同プロジェクト実施のための詳細計画策定調査を行うこととなった。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2024 年 2 月上旬～2024 年 2 月下旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
② マダガスカル側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2024年3月上旬～2024年3月下旬）

① JICAマダガスカル事務所等との打合せに参加する。
② マダガスカル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア） 要請背景・内容

イ） 関連する開発計画、政策、制度

ウ） 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関（特に世界銀行等）の活動動向、連携の可能性

④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[5]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAマダガスカル事務所等に報告する。

（３）整理業務（2024 年 3 月下旬～2024 年 4 月下旬）

① 帰国報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ 評価６項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作

[5] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト - JICA

成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）　業務完了報告書

2024 年 4 月 26 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

①　事業事前評価表（案）（和文・英文）

②　担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9.　見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」の「ＸＩ．業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、以下を標準とします。

- 日本⇔パリ⇔アンタナナリボ
- 日本⇔アジスアベバ⇔アンタナナリボ
- 日本⇔香港⇔アジスアベバ⇔アンタナナリボ
- 日本⇔バンコク⇔ナイロビ⇔アンタナナリボ

10. 特記事項

（１）　業務日程／執務環境

①　現地業務日程

現地業務は 2024 年 3 月 2 日～3 月 24 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②　現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA マダガスカル事務所及び現行フェーズのプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空港送迎：あり

イ） 宿舎手配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通訳傭上：英語⇔仏語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・食と栄養改善プロジェクト詳細計画報告書、運営指導調査報告書、モニタリングシート等

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・食と栄養改善プロジェクト事前評価報告書

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1702562_1_s.pdf

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア） 配付資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ） 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上